



Movements for the Internet Active Users  
一般社団法人インターネットユーザー協会

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南四丁目8番7号

ルミエールマンション701号(有限会社ネオログ内)

TEL:03-3313-5955 / FAX:03-3313-5965 / E-MAIL info@miau.jp

## 「出版者への権利付与等」についての方策に対する意見

2013年5月29日

### 『「出版者への権利付与等」についての方策』で提示された4つの案について

#### A案

出版物の海賊版被害は主に中国及び米国で生じている。音楽・映像業界はすでに著作隣接権を持っているが、海外での海賊版の対策として著作隣接権が有効な手段とはなっていない。むしろ世界の潮流は海賊版の撲滅を目指すより、汎用のファイル形式や DRM を利用しないなどのユーザーが利用しやすい形でコンテンツを提供することによって、ユーザーが海賊版を使わなくてもよい環境を目指しており、これによってコンテンツの流通及び新たな創作の連環を生み出している。これが本来のもっとも有効な海賊版対策である。

出版社に著作隣接権を与えることになれば、書籍の電子化に向けて新たな権利が創設されることになり、本の電子化に障壁を加えることになる。また現状の電子書籍マーケットの状況を見れば、出版社によって出版物を提供するストアが分散することになり、ストアが電子書籍端末に紐付いていることから、ユーザーは出版社に合わせて電子書籍端末を購入する必要がある。電子書籍端末を性能や好みで選ぶことができない現状はユーザーに一方向的な不利益を被らせている。これでは電子書籍の推進にはつながらない。またコンビニ版や文庫などの廉価版の発売が滞ることも考えられ、影響は電子書籍にとどまらない。よって A 案は目的に即するものではなく、検討の余地がない。

#### B案

出版物が紙であるか電子書籍であるかに関わらず、契約によって出版権を拡張することで権利を処理する考え方には妥当性がある。また現行の出版慣行などをそのまま運用すればよいため、スピード感のある対応が可能になると考える。よって B 案には検討の価値がある。ただし既存の書籍のメディア変換（いわゆる「自炊」）について、それを否定するものであってはならない。また権利を取得したとしても、それを権利侵害への対応策としてのみ利用するのではなく、部分信託を認めるなど電子書籍の流通促進に資するものであるべきで、後述の D 案の考え方を基本とすべきである。

#### C案

C 案は書籍だけではなく、音楽や映像など多様な著作物に影響を与える。よってその影響は未知数であり、また運用上のハードルも高いと考える。よって本委員会で検討する案として、C 案は不相当である。

#### D案

本来であれば出版物への著作権に関する契約については、すべて契約によって処理できるものであり、新たな権利を創設せずとも対応できるはずである。電子出版に対する柔軟性を確保するためには、個別契約が基本であるべきで、B 案を議論するとしてもこの原則は十分に考慮すべきである。よって D 案はどのような検討をするとしても、原理原則とすべきものである。

**結論：B 案を基本とし、部分信託など著作者による自由な契約を可能とする方策をとるべき。**



Movements for the Internet Active Users  
一般社団法人インターネットユーザー協会

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南四丁目8番7号  
ルミエールマンション701号(有限会社ネオローク内)  
TEL:03-3313-5955 / FAX:03-3313-5965 / E-MAIL info@miau.jp

## 電子書籍に関する著作権法制度の整備についての視点

### 一般ユーザーも著作者になる時代への対応

有料ブログやメールマガジンなどによってテキストメディアの有償化が進み、一般のユーザーも手軽に電子出版の作り手として関わるようになった。また電子書籍化の技術はオープンなものであり、ユーザーが電子書籍を自分で作成することも可能となってきた。その際のマネタイズの手法はこれまでの出版の常識から外れたものも多く、著作権の運用がケースバイケースによることも多い。よって音楽業界で可能な著作物の部分信託を出版においても進めるなど、さらなる契約の自由度を高めることが重要である。

### 既存の書籍の電子化を進めるために、事業者の協力が必要

既存の書籍を電子化するために、書籍を裁断機でばらしてスキャナでデジタル化する手法(自炊)が広く行われている。しかしこのような電子化は高価な機材が必要で、またノウハウも必要とされる。また一つ一つの本の電子化には時間もかかり、すべてを利用者自身が処理することは実質的に不可能である。よって現状で自炊代行業者はユーザーにとっては便利な存在であり、またこのような電子化によって権利者が不利益を被るケースは殆どない。よってこのような事業者に向けての著作権法的な手当をすすめることが必要で、そのためにもフェアユースの導入を再度本格的に議論すべきである。また書籍においても映像コンテンツにおける UltraViolet のような、紙の書籍を買うとそれを出版社が認証し、無料あるいは廉価に電子版を提供することができる仕組みを取り入れ、多様化する読書形態に対応すべきである。

## 参考資料

### 私たちは出版社隣接権の創設に反対します

出版社に著作隣接権を付与する「出版社隣接権」創設について、超党派の国会議員や大手出版社、作家らが参加する勉強会が開催され、昨年11月に法制度の骨子案が発表されました。しかし拙速な出版社隣接権の創設について、私たちは以下の理由から反対します。

#### ・海賊版防止効果はありません

出版社隣接権創設の目的として「海賊版等の横行による出版物等に係る権利侵害への対応の促進」が掲げられておりますが、すでに隣接権を付与されている音楽や映像でも、海賊版の防止策として機能していません。出版物に著作隣接権を付与したとしても、この目的は達成されません。

#### ・隣接権による電子書籍市場の活性化はありません

現在の電子書籍市場が非常に小さい理由として、電子書籍数が少ないことが理由として挙げられます。その理由として著作権の処理にかかる問題がありますが、出版社隣接権を創設することによって、新たにクリアすべき著作権問題が生じます。これによってさらに著作権処理作業が遅滞し、電子書籍市場がより一層狭まることによって、国民が電子書籍の恩恵を享受する機会が大きく阻害されます。本来これらの手続きは出版社と著作権者の間で結ばれる契約によって行われるのが本筋であり、これまでもそのように行われてきました。契約が面倒だという理由で、原書作者の意志を無効にすべきではありません。また権利処理にかかる費用が増大することで、その費用増加分が価格に上乗せされ、消費者の負担が増えることも考えられます。

#### ・読者の求める利便性に合わせた書籍の流通を阻害する原因となります

出版社隣接権創設が及ぼす影響は電子書籍にとどまりません。出版社隣接権が創設された場合、隣接権を持つ出版社の許諾がなければ、別の形式（電子書籍版や文庫版、コンビニ版など）の出版が不可能になります。これによって著作者自身の意思で自らの著作物を広げていくことが不可能となり、著作物が塩漬けにされてしまうなど、コンテンツの円滑な流通を阻害します。これは消費者の求める利便性に合わせた作品流通を、反対に大きく阻害する原因にしかありません。また隣接権である出版社が倒産してしまった場合、その隣接権を保持する主体が不明確になり、世界的に問題となっている孤児作品（Orphan Works）を生み出します。

#### ・開かれた議論が必要です

職業作家・職業ライターだけでなく、多くの一般国民が著作物を発表し、そこからベストセラーが生まれる現代において、新たな著作権の創設は出版社だけでなく、一般国民にも大きな影響を及ぼします。このような影響範囲の大きな問題は、一部関係者による検討だけでなく、文化庁文化審議会や知的財産本部、民間主催のシンポジウムなどの開かれた場における議論が必要です。またパブリックコメント制度を用いて、国民の声を拾い上げるべきです。

以上

TELEPHONE ROOM / BAY 2000